

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運営規程) 第30条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（ <u>第34条</u> において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) (勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2・3 (略)	(運営規程) 第30条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（ <u>第34条第1項</u> において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) (勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) 第32条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とい

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

(揭示)

第34条 (略)

う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第34条 (略)

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に

自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第35条 (略)

(事故発生時の対応)

第39条 (略)

(虐待の防止)

第39条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレ

(秘密保持等)

第35条 (略)

(事故発生時の対応)

第39条 (略)

(会計の区分)

第40条 (略)

(準用)

第42条 第8条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第42条第1項において準用する第30条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第42条第1項において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第42条第1項において準用する第20条第2項」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第42条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第6条において準用する第4条第2項」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第42条第1項において準用する第25条」と、第30条中「第34条」とあるのは「第42条第1項において準用する第34条」と、第31条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第8条から第30条まで及び第32条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第

び電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 (略)

(準用)

第42条 第8条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第42条第1項において準用する第30条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第42条第1項において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第42条第1項において準用する第20条第2項」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第42条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第6条において準用する第4条第2項」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第42条第1項において準用する第25条」と、第30条中「第34条第1項」とあるのは「第42条第1項において準用する第34条第1項」と、第31条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第8条から第30条まで及び第32条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第

30条」とあるのは「第42条第2項において準用する第30条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第42条第2項において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第42条第2項において準用する第20条第2項」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第42条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第6条において準用する第4条第2項」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第42条第2項において準用する第25条」と、第30条中「第34条」とあるのは「第42条第2項において準用する第34条」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第47条 第3条第1項及び第4節(第20条第1項、第21条、第22条第1項、第26条、第31条及び第42条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第47条第1項において準用する第30条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第47条第1項において準用する次条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第47条第1項において準用する第20条第2項」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第47条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第43条第3項」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第47条第1項において準用する第25条」と、第30条中「第34条」とあるのは「第47条第1項において準用する第34条」と読み替えるものとする。

2 第3条第2項から第4項まで並びに前節

30条」とあるのは「第42条第2項において準用する第30条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第42条第2項において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第42条第2項において準用する第20条第2項」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第42条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第6条において準用する第4条第2項」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第42条第2項において準用する第25条」と、第30条中「第34条第1項」とあるのは「第42条第2項において準用する第34条第1項」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第47条 第3条第1項及び第4節(第20条第1項、第21条、第22条第1項、第26条、第31条、第34条の2及び第42条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第47条第1項において準用する第30条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第47条第1項において準用する次条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第47条第1項において準用する第20条第2項」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第47条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第43条第3項」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第47条第1項において準用する第25条」と、第30条中「第34条第1項」とあるのは「第47条第1項において準用する第34条第1項」と読み替えるものとする。

2 第3条第2項から第4項まで並びに前節

(第20条第1項、第21条、第22条第1項、第26条、第31条及び第42条を除く。)並びに第43条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第47条第2項において準用する第30条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第47条第2項において準用する次条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第47条第2項において準用する第20条第2項」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第47条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第43条第3項」と、第29条第1項中「第25条」とあるのは「第47条第2項において準用する第25条」と、第30条中「第34条」とあるのは「第47条第2項において準用する第34条」と、第46条第1項第2号中「第43条第3項」とあるのは「第47条第2項において準用する第43条第3項」と、第46条第2項中「次条第1項」とあるのは「第47条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第58条 (略)

2～4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

(運営規程)

(第20条第1項、第21条、第22条第1項、第26条、第31条、第34条の2及び第42条を除く。)並びに第43条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第47条第2項において準用する第30条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第47条第2項において準用する次条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第47条第2項において準用する第20条第2項」と、第24条第1号中「次条第1項」とあるのは「第47条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第43条第3項」と、第29条第3項中「第25条」とあるのは「第47条第2項において準用する第25条」と、第30条中「第34条第1項」とあるのは「第47条第2項において準用する第34条第1項」と、第46条第1項第2号中「第43条第3項」とあるのは「第47条第2項において準用する第43条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第47条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第58条 (略)

2～4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

(運営規程)

第67条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第72条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第68条 (略)

2・3 (略)

(非常災害対策)

第70条 (略)

2・3 (略)

4 指定療養介護事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(衛生管理等)

第71条 (略)

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第67条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第72条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第68条 (略)

2・3 (略)

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第70条 (略)

2・3 (略)

4 指定療養介護事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(衛生管理等)

第71条 (略)

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結

(掲示)

第72条 (略)

(身体拘束等の禁止)

第73条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第75条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的
に実施すること。

(掲示)

第72条 (略)

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第73条 削除

(記録の整備)

第75条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第73条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) (略)

第76条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第35条、第36条第1項及び第37条から第39条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第67条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第54条第1項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第85条の2 (略)

(運営規程)

第89条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第92条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) (略)

(衛生管理等)

第90条 (略)

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 次条において準用する第34条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) (略)

第76条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第32条の2、第34条の2から第36条（第2項を除く。）まで及び第37条から第39条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第67条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第54条第1項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第85条の2 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第192条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第192条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第89条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第92条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) (略)

(衛生管理等)

第90条 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(揭示)

第92条 (略)

(準用)

第93条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで及び第73条から第75条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第82条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第82条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第93条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第92条 (略)

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第93条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条及び第75条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第82条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第82条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第93条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活

58条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第93条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第93条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第93条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第93条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第93条」と読み替えるものとする。

(準用)

第93条の5 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第77条、第79条及び前節(第93条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第108条 第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第35条から第41条まで、第60条、第66条、第68条、第70条、第73条、第74条、第87条及び第90条から第92条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第106条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第103条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第103条第2項」と、第92条中「前条」とあるのは「第108条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

介護計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第93条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第93条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第93条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第93条」と読み替えるものとする。

(準用)

第93条の5 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第77条、第79条及び前節(第93条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第108条 第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条の2から第41条まで、第60条、第66条、第68条、第70条、第74条、第87条及び第90条から第92条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第106条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第103条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第103条第2項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第108条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第108条の4 第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第35条から第41条まで、第50条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第97条及び前節（第107条及び第108条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

（準用）

第121条 第8条から第20条まで、第22条、第27条、第28条、第33条から第41条まで及び第66条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第120条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第121条において準用する第20条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第147条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第147条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第147条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第58条中「療養介護計

第108条の4 第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条の2から第41条まで、第50条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第97条及び前節（第107条及び第108条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

（準用）

第121条 第8条から第20条まで、第22条、第27条、第28条、第32条（第1項及び第2項を除く。）から第41条まで及び第66条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第120条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第121条において準用する第20条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第147条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第147条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第147条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第58条中「療養

画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第147条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第147条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第147条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第147条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第147条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第147条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第147条の4 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第79条、第85条の2から第92条まで、第140条及び前節（第147条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（記録の整備）

第156条 （略）

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 次条において準用する第73条第2項に規

介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第147条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第147条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第147条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第147条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第147条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第147条の4 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第79条、第85条の2から第92条まで、第140条及び前節（第147条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（記録の整備）

第156条 （略）

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 次条において準用する第34条の2第2項

定する身体拘束等の記録

(5)・(6) (略)

(準用)

第157条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第85条の2から第92条まで、第145条及び第146条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第157条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第157条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第157条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第157条の4 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第145条、第146条、第150条及び前節（第157条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業

に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) (略)

(準用)

第157条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第85条の2から第92条まで、第145条及び第146条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第157条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第157条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第157条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第157条の4 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第145条、第146条、第150条及び前節（第157条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓

について準用する。

(従業者の員数)

第161条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 (略)

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第162条 (略)

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第168条 (略)

(準用)

第170条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第155条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第170条において準用する第144条

練)の事業について準用する。

(従業者の員数)

第161条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第162条 (略)

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第168条 (略)

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第192条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第192条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第170条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第155条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第170条において準用する第

第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第170条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第170条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第170条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第170条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第170条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第170条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）に定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中

144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第170条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第170条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第170条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第170条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第170条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）に定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者

「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは、「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第181条 （略）

（運営規程）

第182条の2 （略）

（準用）

第183条 第8条から第16条まで、第18条、第19

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは、「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第181条 （略）

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第192条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第192条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（運営規程）

第182条の2 （略）

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第182条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準用）

第183条 第8条から第16条まで、第18条、第19

条、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第144条及び第145条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第182条の2」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第183条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第183条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第183条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第183条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第183条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第183条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第183条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第183条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第183条」と、第92条中「前条」とあるのは「第183条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第188条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条ま

条、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第144条及び第145条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第182条の2」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第183条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第183条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第183条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第183条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第183条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第183条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第183条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第183条」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第183条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第188条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第

で、第84条、第86条から第92条まで、第144条、第145条、及び第179条から第181条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第188条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第188条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第188条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第188条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第188条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第188条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第188条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第188条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第188条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第188条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条（第1項

74条、第75条、第84条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第179条から第181条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第188条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第188条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第188条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第188条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第188条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第188条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第188条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第188条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第188条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条（第1項

を除く。)、第27条、第35条から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第73条から第75条まで、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第144条(第1項を除く。)、第145条、第179条から第181条まで及び第184条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第190条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第192条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第192条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第192条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第192条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第192条」と、第92条中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第192条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

を除く。)、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第74条、第75条、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第144条(第1項を除く。)、第145条、第179条から第181条まで及び第184条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第190条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第192条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第192条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第192条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第192条」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第192条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第192条の8 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第192条の12 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第40条まで、第57条、第58条、第60条及び第66条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の12において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条の12において準用する第20条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条の20 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第40条まで、第57条、第58条、第60条、第66条、第192条の6、第192条の10及び第192条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の20において準用する第192条の10」と、第

(職場への定着のための支援等の実施)

第192条の8 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第192条の12 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第34条まで、第35条から第40条まで、第57条、第58条、第60条及び第66条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の12において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条の12において準用する第20条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条の20 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第34条まで、第35条から第40条まで、第57条、第58条、第60条、第66条、第192条の6、第192条の10及び第192条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の20において準用

19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第194条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(勤務体制の確保等)

第198条 (略)

2～5 (略)

(準用)

第199条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条及び第155条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の4第1項」と、第22条第2項中

する第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第194条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(勤務体制の確保等)

第198条 (略)

2～5 (略)

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第199条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条及び第155条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の4第1項」と、第22条第2

「第20条第2項」とあるのは「第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第199条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第199条」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第199条の4 （略）

項中「第20条第2項」とあるのは「第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第199条の4 （略）

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第199条の11 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで及び第197条の3から第198条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第199条の11において準用する第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の11において読み替えて準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の11において準用する第88条」と、

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第199条の11 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで及び第197条の3から第198条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第199条の11において準用する第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の11において読み替えて準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の11において準用す

同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第199条の11」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の11において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第199条の14 （略）

2 （略）

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の11」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の11において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第199条の14 （略）

2 （略）

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(勤務体制の確保等)

第199条の21 (略)

2～4 (略)

(準用)

第199条の22 第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで、第197条、第197条の2及び第198条の2から第198条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の22において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の22において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるの

(勤務体制の確保等)

第199条の21 (略)

2～4 (略)

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業

者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第199条の22 第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで、第197条、第197条の2及び第198条の2から第198条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の22において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の22において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで

は「第199条の22において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第199条の22」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の22において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第197条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第200条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支

中「次条」とあるのは「第199条の22」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の22において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第197条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第200条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支

援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準規則第61条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第78条第6項、第141条第6項及び第7項、第151条第6項、第161条第4項及び第5項並びに第172条第4項(第185条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第78条第1項第3号及び第7項、第141条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第161条第1項第3号及び第6項並びに第172条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第185条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、

援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準規則第61条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第78条第6項、第141条第6項及び第7項、第151条第6項、第161条第4項並びに第172条第4項(第185条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第78条第1項第3号及び第7項、第141条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第161条第1項第3号及び第5項並びに第172条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第185条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、

常勤でなければならないものとするができる。

(1)・(2) (略)

(準用)

第208条 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条第2項、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第59条まで、第66条、第68条から第70条まで、第75条、第81条、第89条（第10号を除く。）及び第92条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第208条第1項において準用する第89条」と、第14条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項及び第3項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項」と、第35条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第40条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計

常勤でなければならないものとするができる。

(1)・(2) (略)

(準用)

第208条 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条第2項、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第81条、第86条から第88条まで、第89条（第10号を除く。）及び第90条から第92条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第208条第1項において準用する第89条」と、第14条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項及び第3項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項」と、第35条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第40条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する次条第1

画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第59条中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第58条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第208条第2項から第5項までにおいて準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第208条第1項において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第92条中「前条」とあるのは「第208条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

- 2 第60条、第73条、第74条、第77条、第82条（第1項を除く。）、第83条（第5項を除く。）、第84条から第88条まで、第90条及び第91条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第73条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第77条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第82条中

項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第59条中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第58条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第208条第1項において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

- 2 第77条、第82条（第1項を除く。）、第83条（第5項を除く。）、第84条及び第85条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第77条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第82条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条第6項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害

「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条第6項及び第86条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第60条、第73条、第74条、第86条から第88条まで、第90条、第91条、第140条、第144条（第1項を除く。）、第145条（第3項を除く。）及び第146条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第73条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第86条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第140条中「自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第144条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第145条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第60条、第73条、第74条、第86条から第88

福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第140条、第144条（第1項を除く。）、第145条（第3項を除く。）及び第146条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第140条中「自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第144条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第145条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第145条（第3項を除く。）、第146条第2

条まで、第90条、第91条、第145条（第3項を除く。）、第146条第2項、第150条及び第155条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）準用する。この場合において、第73条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第86条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第145条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条中「自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第155条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第60条、第73条、第74条、第84条、第86条から第88条まで、第90条、第91条、第144条（第1項を除く。）、第145条（第3項を除く。）、第179条から第181条まで、第184条及び第187条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第73条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第86条第4項中「指定生活介

項、第150条及び第155条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第145条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条中「自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第155条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第84条、第144条（第1項を除く。）、第145条（第3項を除く。）、第179条から第181条まで、第184条及び第187条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第144条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第145条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サー

護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第144条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第145条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第208条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第184条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

15 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第1項に該当する場合については、平成33年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

16 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第2項に該当する場合については、平成33年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

ビス事業所」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第208条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第184条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

15 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第1項に該当する場合については、令和6年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

16 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第2項に該当する場合については、令和6年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第2条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ アの(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第5条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第3条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ（イの(ア)に係る部分を除く。）及び<u>エ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</u></p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第3条第1項第1号アの(ウ)及びオ、第2号アの(イ)及びカ、第3号アの(イ)及びオ、第4号アの(ウ)、イの(イ)及び<u>オ並びに第5号アの(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第5条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第3条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ（イの(ア)に係る部分を除く。）並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第3条第1項第1号アの(ウ)及びオ、第2号アの(イ)及びカ、第3号アの(イ)及びオ、第4号アの(ウ)、イの(イ)及び<u>エ並びに第5号アの(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働</u></p>

大臣が定めるもの等に定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

大臣が定めるもの等に定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。第34条第3項において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 (略)
(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第25条 (略)

2～4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 (略)
(職場への定着のための支援の実施)

第34条 (略)

2 (略)

(運営規程)

2 (略)
(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第25条 (略)

2～4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 (略)
(職場への定着のための支援等の実施)

第34条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第44条 指定障害者支援施設等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第50条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(13) (略)

(勤務体制の確保等)

第45条 (略)

2・3 (略)

(定員の遵守)

第46条 (略)

(非常災害対策)

第47条 (略)

第44条 指定障害者支援施設等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第50条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(13) (略)

(勤務体制の確保等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第45条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第46条 (略)

(非常災害対策)

第47条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設等は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)
(衛生管理等)

第48条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第50条 (略)

(身体拘束等の禁止)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設等は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)
(衛生管理等)

第48条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第50条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第51条 (略)

2 (略)

(事故発生時の対応)

第57条 (略)

(会計の区分)

第58条 (略)

第51条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者
に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備
すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のた
めの研修を定期的
に実施すること。

(事故発生時の対応)

第57条 (略)

(虐待の防止)

第57条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の
発生又はその再発を防止するため、次の各号
に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待
の防止のための対策を検討する委員会(テ
レビ電話装置等を活用して行うことができ
るものとする。)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者
に周知徹底
を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等において、従
業者に対し、虐待の防止のための研修を定
期的
に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切
に実施するた
めの担当者を置くこと。

(会計の区分)

第58条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第21号)の一部を

次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 療養介護 (第3条—<u>第31条</u>)</p> <p>第3章～第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 療養介護事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 療養介護 (第3条—<u>第31条の2</u>)</p> <p>第3章～第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 療養介護事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに</u>、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されること</u></p>

(定員の遵守)

第25条 (略)

(衛生管理等)

第26条 (略)

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第25条 (略)

(衛生管理等)

第26条 (略)

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

(身体拘束等の禁止)

第27条 (略)

2 (略)

(事故発生時の対応)

第31条 (略)

防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第27条 (略)

2 (略)

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

(事故発生時の対応)

第31条 (略)

(虐待の防止)

第31条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的

に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第32条 (略)

(職場への定着のための支援の実施)

第43条の2 (略)

(衛生管理等)

第47条 (略)

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第32条 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第43条の2 (略)

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同令第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第47条 (略)

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第49条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第49条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第49条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第49条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第49条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第49条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第17条中「前条」とあるのは「第49条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第54条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第54条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第

(準用)

第49条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第49条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第49条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第49条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第49条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第49条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第17条中「前条」とあるのは「第49条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第54条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第54条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2

項」とあるのは「第54条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第59条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第35条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第59条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）につい

2項」とあるのは「第54条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第59条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第59条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に

ては6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第62条 (略)

2～5 (略)

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 (略)

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第63条 (略)

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第66条 (略)

(準用)

第68条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第68条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第68条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2

については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第62条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第63条 (略)

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第66条 (略)

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第68条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第68条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第68条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第

項」とあるのは「第68条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第36条ただし書及び第39条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第70条の2 (略)

(規模)

第71条 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第81条 (略)

(準用)

第83条 第7条、第8条、第12条から第18条ま

31条第2項」とあるのは「第68条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第36条ただし書及び第39条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第70条の2 (略)

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第70条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(規模)

第71条 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第81条 (略)

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第83条 第7条、第8条、第12条から第18条ま

で、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条、第40条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第83条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第83条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第83条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第83条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第17条中「前条」とあるのは「第83条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第86条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条、第35条、第36条、第40条、第42条、第44条から第48条まで、第52条、第70条、第72条から第74条まで及び第79条から第81条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第86条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第86条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第86条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31

で、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条、第40条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第83条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第83条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第83条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第83条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第17条中「前条」とあるのは「第83条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第86条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条、第35条、第36条、第40条、第42条、第44条から第48条まで、第52条、第70条、第72条から第74条まで及び第79条から第81条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第86条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第86条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第86条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中

条第2項」とあるのは「第86条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第86条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第17条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と、第79条第1項中「第83条」とあるのは「第86条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第88条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第38条第7項、第51条第7項及び第8項、第58条第7項、第62条第5項及び第6項並びに第73条第5項（第86条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準省令第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第38条第1項第4号及び第8項、第51条第1項第3号及び第9項、第58条第1項第4号及び第8項、第62条第1項第4号及び第7項並びに第73条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第86条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のう

「第31条第2項」とあるのは「第86条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第86条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第17条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と、第79条第1項中「第83条」とあるのは「第86条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第88条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第38条第7項、第51条第7項及び第8項、第58条第7項、第62条第5項並びに第73条第5項（第86条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準省令第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第38条第1項第4号及び第8項、第51条第1項第3号及び第9項、第58条第1項第4号及び第8項、第62条第1項第4号及び第6項並びに第73条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第86条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のう

<p>ち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>ち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第4条 地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常災害対策)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地域活動支援センターは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第16条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地域活動支援センターは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに</u>、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第18条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p>

- (3) 第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(工賃の支払)

第12条 (略)

(定員の遵守)

第13条 (略)

- (3) 第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(工賃の支払)

第12条 (略)

(勤務体制の確保等)

第13条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第14条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第15条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第15条 (略)

(苦情解決)

第16条 (略)

(事故発生時の対応)

第17条 (略)

な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 (略)

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第17条 (略)

(苦情解決)

第18条 (略)

(事故発生時の対応)

第19条 (略)

(虐待の防止)

第20条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲

	<p><u>げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(福祉ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第5条 福祉ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第4条 (略)	第4条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 福祉ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。	4 福祉ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、 <u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに</u> 、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。
5・6 (略)	5・6 (略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。	2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>第14条第2項</u> に規定する苦情の内容等の記録	(2) <u>第16条第2項</u> に規定する苦情の内容等の記録
(3) <u>第15条第2項</u> に規定する事故の状況及び	(3) <u>第17条第2項</u> に規定する事故の状況及び

事故に際して採った処置についての記録
(利用者に求めることのできる金銭の支払の
範囲等)

第10条 (略)

(定員の遵守)

第11条 (略)

事故に際して採った処置についての記録
(利用者に求めることのできる金銭の支払の
範囲等)

第10条 (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第13条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見

(衛生管理等)

第12条 (略)

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第13条 (略)

(苦情解決)

第14条 (略)

(事故発生時の対応)

第15条 (略)

直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第18条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(秘密保持等)

第15条 (略)

(苦情解決)

第16条 (略)

(事故発生時の対応)

第17条 (略)

(虐待の防止)

第18条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結

	<p>果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、<u>虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための<u>担当者を置くこと。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第6条 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 設備及び運営に関する基準（第3条— <u>第44条</u> ）	第2章 設備及び運営に関する基準（第3条— <u>第45条</u> ）
附則 (非常災害対策)	附則 (非常災害対策)
第6条 (略)	第6条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 障害者支援施設は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。	4 障害者支援施設は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、 <u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに</u> 、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。
5・6 (略) (職員の配置の基準)	5・6 (略) (職員の配置の基準)
第10条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	第10条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ (略) <u>エ アの(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u>	(5) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ (略)
オ (略)	エ (略)
(6)・(7) (略)	(6)・(7) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第11条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ (イの(ア)に係る部分を除く。) 及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員 (施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号アの(ウ)及びオ、第3号アの(イ)及びカ、第4号アの(イ)及びオ、第5号アの(ウ)、イの(イ)及びオ並びに第6号アの(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議 (利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとす

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第11条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ (イの(ア)に係る部分を除く。) 並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員 (施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号アの(ウ)及びオ、第3号アの(イ)及びカ、第4号アの(イ)及びオ、第5号アの(ウ)、イの(イ)及びエ並びに第6号アの(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議 (利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を活用して行うことがで

る。

6～10 (略)

(職場への定着のための支援の実施)

第27条 (略)

2 (略)

(勤務体制の確保等)

第36条 (略)

2・3 (略)

きるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第27条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同令第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が

(定員の遵守)

第37条 (略)

(衛生管理等)

第38条 (略)

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第37条 (略)

(衛生管理等)

第38条 (略)

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

(身体拘束等の禁止)

第40条 (略)

2 (略)

(事故発生時の対応)

第44条 (略)

防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第40条 (略)

2 (略)

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第44条 (略)

(虐待の防止)

第45条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第7条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、<u>保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、<u>保育士又は障害福祉サービス経験者</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）<u>又は保育士</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員<u>又は保育士</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童</p>

発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第71条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第71条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第71条において同じ。）のみを必要

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1以上
- (3)～(5) (略)

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指

とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第71条において同じ。）を行う場合

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第71条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) 看護職員 1以上
- (3)～(5) (略)

5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士で

導員又は保育士でなければならない。

7 (略)

第5条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第

なければならない。

8 (略)

第5条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、

1 項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)・(2) (略)

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)・(2) (略)

5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない

第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1)・(2) (略)

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない

い。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

(運営規程)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第42条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第37条 (略)

2・3 (略)

い。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

(運営規程)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第42条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第37条 (略)

2・3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 指定児童発達支援事業者は、感染

(定員の遵守)

第38条 (略)

(非常災害対策)

第39条 (略)

2・3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(衛生管理等)

第40条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第38条 (略)

(非常災害対策)

第39条 (略)

2・3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(衛生管理等)

第40条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るこ

(掲示)

第42条 (略)

(身体拘束等の禁止)

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

と。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第42条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第43条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のた

(虐待等の禁止)

第44条 (略)

(地域との連携等)

第50条 (略)

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第54条 児童発達支援に係る基準該当通所支援

めの研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第44条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第50条 (略)

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第54条 児童発達支援に係る基準該当通所支援

(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第69条 第11条から第21条まで、第23条、第25条(第4項及び第5項を除く。)から第33条まで、第35条、第37条から第40条まで、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第68条」と、第15条中「いう。第36条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第65条」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第33条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第42条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業

(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) (略)

2 (略)

(準用)

第69条 第11条から第21条まで、第23条、第25条(第4項及び第5項を除く。)から第33条まで、第35条、第37条から第40条まで、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第68条」と、第15条中「いう。第36条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第65条」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第33条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは

者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第53条第2項第3号中「第34条」とあるのは「第67条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第71条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) (略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第67条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第71条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) (略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的

ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所
(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3
第1項の登録に係る事業所である場合に限
る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引
等のみを必要とする障害児に対し、当該登
録を受けた者が自らの事業又はその一環と
して喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所
(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条
第1項の登録に係る事業所である場合に限
る。)において、医療的ケアのうち特定行為
のみを必要とする障害児に対し、当該登録
を受けた者が自らの事業又はその一環とし
て特定行為業務を行う場合

3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置い
た場合において、当該機能訓練担当職員等が
指定放課後等デイサービスの単位ごとにその
提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課
後等デイサービスの提供に当たる場合には、
当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又
は保育士の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症
心身障害児を通わせる指定放課後等デイサー
ビス事業所に置くべき従業者及びその員数
は、次のとおりとする。ただし、指定放課後
等デイサービスの単位ごとにその提供を行う
時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能
訓練を行わない時間帯については、第4号の
機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デ
イサービスの単位は、指定放課後等デイサー
ビスであって、その提供が同時に一又は複数
の障害児に対して一体的に行われるものをい
う。

4 前3項の規定にかかわらず、主として重症
心身障害児を通わせる指定放課後等デイサー
ビス事業所に置くべき従業者及びその員数
は、次のとおりとする。ただし、指定放課後
等デイサービスの単位ごとにその提供を行う
時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能
訓練を行わない時間帯については、第4号の
機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デ
イサービスの単位は、指定放課後等デイサー
ビスであって、その提供が同時に一又は複数
の障害児に対して一体的に行われるものをい
う。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 (略)

(従業者の員数)

第77条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(従業者の員数)

第79条の3 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員

6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 (略)

(従業者の員数)

第77条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

(従業者の員数)

第79条の3 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員

若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 （略）
（準用）

第79条の9 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項及び第5項を除く。）、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第40条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第25条第1項、第26条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とある

若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 （略）
（準用）

第79条の9 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項及び第5項を除く。）、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第40条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第25条第1項、第26条及び第53条第2項第2号中「児童発達支

のは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条(第4項及び第5項を除く。)、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第40条、第42条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第42条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第88条 多機能型事業所(この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第4条第1項、第2項及び第4項、第5条、第61条、第71条第1項、第2項及び第4項、第79条の3第1項並びに第81条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機

援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条(第4項及び第5項を除く。)、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第40条、第42条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第88条 多機能型事業所(この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第4条第1項から第3項まで及び第5項、第5条(第3項及び第6項を除く。)、第61条、第71条第1項から第3項まで及び第5項、第79条の3第1項並びに第81条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「事業所(以下「指定児童発達

能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第5条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第61条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第71条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第79条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とい

支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第5条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第61条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第71条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支

う。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第4条第5項及び第71条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

援」と、第79条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第4条第6項及び第71条第6項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第8条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第2条 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第2条 児童福祉施設<u>（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第8条の2及び第9条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第9条2項において同じ。）</u>は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>（非常災害対策）</u></p> <p>第2条の2 <u>障害児入所施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び</u></p>

関係機関との連絡体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項の避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならない。

4 障害児入所施設等は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて第1項に規定する計画を作成しなければならない。

5 障害児入所施設等は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

6 障害児入所施設等は、職員を防災に関する研修に参加させる等職員の防災教育に努めなければならない。

7 障害児入所施設等は、非常災害に備え、食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第3条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第8条 (略)

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第3条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第8条 (略)

(業務継続計画の作成等)

第8条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない

(衛生管理等)

第9条 (略)

2 (略)

3・4 (略)

(職員)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学

い。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第9条 (略)

2 (略)

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

4・5 (略)

(職員)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学

を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

(職員)

第32条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4～6 (略)

(職員)

第53条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

(職員)

第63条 (略)

2 (略)

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人

を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

(職員)

第32条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4～6 (略)

(職員)

第53条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

(職員)

第63条 (略)

2 (略)

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、児童30人

以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

4～10 (略)

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

12～14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

4～10 (略)

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

12～14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に

- 2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。
- 3 (略)
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及

定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員
- 2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。
- 3 (略)
- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及

び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5 (略)

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8・9 (略)

(職員)

第87条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

5 (略)

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8・9 (略)

(職員)

第87条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければなら

<p>4～6 (略) (職員)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>13 平成24年2月改正省令附則第4条第2項に該当する施設に対する第77条第6項の適用については、<u>同条第6項中「言語聴覚士及び」</u>とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)、言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)<u>及び</u>」と、「言語聴覚士の数は、4人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ2人」とする。</p>	<p>ない。</p> <p>4～6 (略) (職員)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>13 平成24年2月改正省令附則第4条第2項に該当する施設に対する第77条第6項の適用については、<u>同項中「言語聴覚士、」</u>とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)、言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)<u>、</u>」と、「言語聴覚士の数は、4人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ2人」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第9条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき</p>

従業者及びその員数は、次のとおりとする。
ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数(ア)から(イ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める数

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第2項第3号において同じ。）（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第3項第3号及び第51条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えた数以上）

従業者及びその員数は、次のとおりとする。
ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数(ア)から(イ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める数

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第2項第3号において同じ。）（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）

- (ウ) (略)
- イ・ウ (略)
- (4)～(6) (略)
- 2 (略)

3 第1項各号(第1号を除く。)及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) (略)

4・5 (略)

(入所支援計画の作成等)

第20条 (略)

2～4 (略)

- (ウ) (略)
- イ・ウ (略)
- (4)～(6) (略)
- 2 (略)

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第51条第1項第2号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) (略)

4・5 (略)

(入所支援計画の作成等)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

(運営規程)

第33条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第39条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第34条 (略)

2・3 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 (略)

(運営規程)

第33条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第39条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第34条 (略)

2・3 (略)

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対

(定員の遵守)

第35条 (略)

(非常災害対策)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 指定福祉型障害児入所施設は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(衛生管理等)

第37条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第35条 (略)

(非常災害対策)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 指定福祉型障害児入所施設は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(衛生管理等)

第37条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感

3 (略)

(揭示)

第39条 (略)

(身体拘束等の禁止)

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

(虐待等の禁止)

第41条 (略)

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

3 (略)

(揭示)

第39条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第41条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲

(準用)

第56条 第5条から第15条まで、第17条、第19条から第37条まで、第39条から第43条まで、第44条第1項、第45条から第48条まで及び第50条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第15条第2項中「次条」とあるのは「第53条」と、第28条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第31条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第39条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第55条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第56条 第5条から第15条まで、第17条、第19条から第37条まで、第39条から第43条まで、第44条第1項、第45条から第48条まで及び第50条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第15条第2項中「次条」とあるのは「第53条」と、第28条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第31条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第39条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第55条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成30年静岡県規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (指定障害者支援施設等の人員、設備及び運	附 則 (指定障害者支援施設等の人員、設備及び運

<p>営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に現に指定を受けている改正前の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第4条及び第8条に規定する指定障害者支援施設等については、この規則による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第7条の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に現に指定を受けている改正前の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第4条及び第8条に規定する指定障害者支援施設等については、この規則による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第7条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

第11条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成30年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 省令附則第4条に該当する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 省令附則第4条に該当する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第4条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- この規則の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定障害福祉サービス基準規則」という。）第39条の2（新指定障害福祉サービス基準規則第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第147条、第147条の4、第

157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20、第199条、第199条の11、第199条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「新指定障害者支援施設基準規則」という。)、第57条の2、第3条の規定による改正後の障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則(以下「新障害福祉サービス基準規則」という。)、第31条の2(新障害福祉サービス基準規則第49条、第54条、第59条、第68条、第83条及び第86条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新地域活動支援センター基準規則」という。)、第20条、第5条の規定による改正後の福祉ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新福祉ホーム基準規則」という。)、第18条、第6条の規定による改正後の障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則(以下「新障害者支援施設等基準規則」という。)、第45条、第7条の規定による改正後の指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定通所支援基準規則」という。)、第44条第2項(新指定通所支援基準規則第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。))並びに第9条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「新指定入所施設基準規則」という。)、第41条第2項(新指定入所施設基準規則第56条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準規則第32条の2(新指定障害福祉サービス基準規則第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20、第199条、第199条の11、第199条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準規則第45条の2、新障害福祉サービス基準規則第24条の2(新障害福祉サービス基準規則第49条、第54条、第59条、第68条、第83条及び第86条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準規則第15条、新福祉ホーム基準規則第13条、新障害者支援施設等基準規則第36条の2、新指定通所支援基準規則第37条の2(新指定通所支援基準規則第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(以下「新設備運営基準規則」という。)、第8条の2並びに新指定入所施設基準規則第34条の2(新指定入所施設基準規則第56条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準規則第33条第3項(新指定障害福祉サービス基準規則第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第121条、第192条の12並びに第192条の20において準用する場合を含む。)、第71条第2項及び第90条第2項(新指定障害福祉サービス基準規則第93条の5、第108条、第108条の4、第147条、第147条の4、第157

条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第199条、第199条の11、第199条の22及び第208条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準規則第48条第2項、新障害福祉サービス基準規則第26条第2項及び第47条第2項(新障害福祉サービス基準規則第54条、第59条、第68条、第83条及び第86条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準規則第16条第2項、新福祉ホーム基準規則第14条第2項、新障害者支援施設等基準規則第38条第2項、新指定通所支援基準規則第40条第2項(新指定通所支援基準規則第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。)、新設備運営基準規則第9条第3項並びに新指定入所施設基準規則第37条第2項(新指定入所施設基準規則第56条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準規則第34条の2第3項(新指定障害福祉サービス基準規則第42条第1項及び第2項、第42条の4、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第199条、第199条の11、第199条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準規則第51条第3項、新障害福祉サービス基準規則第27条第3項(新障害福祉サービス基準規則第49条、第54条、第59条、第68条、第83条及び第86条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設等基準規則第40条第3項、新指定通所支援基準規則第43条第3項(新指定通所支援基準規則第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。))並びに新指定入所施設基準規則第40条第3項(新指定入所施設基準規則第56条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 この規則の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「旧指定通所支援基準規則」という。))第4条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。))については、新指定通所支援基準規則第4条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準規則第4条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準規則第5条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 9 この規則の施行の際現に旧指定通所支援基準規則第54条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準規則第54条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準規則第54条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準規則第71条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準規則第71条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準規則第71条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準規則第71条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 14 この規則の施行の際現に旧指定通所支援基準規則第77条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準規則第77条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準規則第77条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 16 この規則の施行の際現に存する第8条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（次項及び附則第18項において「旧設備運営基準規則」という。）第62条第1項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準規則第63条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 17 この規則の施行の際現に存する旧設備運営基準規則第63条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準規則第63条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 18 この規則の施行の際現に存する旧設備運営基準規則第77条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準規則第77条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。
- 19 この規則の施行の際現に指定を受けている第9条の規定による改正前の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（次項において「旧指定入所施設基準規則」という。）第3条第1項第3号ア(7)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準規則第3条第1項第3号ア(7)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従

前の例による。

- 20 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準規則第3条第1項第3号ア(i)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準規則第3条第1項第3号ア(i)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。